

平成20年11月18日
港 湾 局

公共外貿コンテナふ頭施設等の指定管理者の内定について

港湾局では、平成18年4月から客船ターミナル、船舶給水施設等の港湾施設において指定管理者制度を導入しています。

平成21年度から新たに公共外貿コンテナふ頭施設等（岸壁・棧橋）に指定管理者制度を導入するに当たり、下記のとおり候補者を内定しましたのでお知らせします。

今後、平成20年12月開催予定の第四回東京都議会定例会に指定の議案を提出する予定です。都議会の議決が得られた場合、東京都と指定管理者とで協定を締結し、平成21年4月から指定管理者による管理運営を開始します。

記

1 対象施設

- 品川ふ頭外貿岸壁（品川区東品川五丁目）
- 品川ふ頭外貿棧橋（品川区東品川五丁目地先）
- 青海ふ頭岸壁（江東区青海二丁目三十一番）
- 青海ふ頭棧橋（江東区青海二丁目地先）

2 選定経過

外部委員を含めた選定委員会を開催し、事業計画、経営基盤の安定性、管理業務の実績などを総合的に審査し決定した。

3 選定委員会名及び委員名

「公共外貿コンテナふ頭施設等の指定管理者選定委員会」

委員長	江津 定年	東京都港湾局港湾経営部長
委員	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	関根 康	外国船舶協会 専務理事
	金子 邦博	公認会計士
	前田 宏	東京都港湾局港湾整備部長
	小幡 和輝	東京都港湾局東京港管理事務所長

4 指定管理者候補者

東京港埠頭株式会社

5 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

6 候補者が提案した事業計画

別紙のとおり

7 選定理由（特命）

（1）東京港の国際競争力強化のため、平成21年4月より、外貿コンテナ貨物の約7割を取り扱っている東京港埠頭株式会社に、公共外貿コンテナふ頭の管理を行わせる予定である。この結果、東京港埠頭株式会社は、東京港の外貿コンテナ貨物の約96%を取り扱うことになる。

このため、東京港埠頭株式会社を指定管理者とすることで、利用者のサービス向上とスケールメリットを活用した管理コストの低減が図られ、東京港の国際競争力の強化につながる。

（2）東京港埠頭株式会社は、京浜外貿埠頭公団設立の昭和42年以降、41年に亘って、日本の国際物流を支える外貿コンテナふ頭の整備、管理・運営を行っており、外貿コンテナふ頭の運営に関して豊富な経験とノウハウを有している。

以上の理由から、東京港埠頭株式会社に特命することが妥当である。

<問い合わせ先>

港湾局港湾経営部振興課

（直通）03 - 5320 - 5558